

平成 22 年 2 月 12 日

熊本県知事
蒲島 郁夫 様

八代市麦島東町 14 号 1 番
球磨川漁業協同組合
代表理事組合長 大瀬 泰



企業局説明「藤本発電所（荒瀬ダム）の対応方針について」への回答

球磨川漁協は平成 21 年 3 月 24 日の総代会で、荒瀬ダムの撤去を求める決議を全会一致で採択しました。その決議は今も生きていますのでその趣旨に沿い荒瀬ダムの撤去方針を歓迎します。

しかし、企業局の説明文書には、水利権について「藤本発電所（荒瀬ダム）の発電事業を、平成 24 年 3 月 31 日まで継続できるよう水利権の許可期間を 2 年間延長する申請を行うこととし、速やかに許可が得られるよう国に対して働きかける。」とありますが、この件については、球磨川漁協は 57 年前の補償が不十分だったために、この 57 年間漁民は損害を受け続けているので 2 年間の延長（正確には、新たな「流水占用の許可」）は容認できないことを回答いたします。

加えて、藤本発電所（荒瀬ダム）の水利権は第 1 条から第 20 条まで細かく示された水利使用規則によって平成 15 年 3 月 26 日に許可されたものです。その内容を抜粋します。

第 7 条（許可期限） 許可期限は、平成 22 年 3 月 31 日とする。

第 17 条（ダム等の撤去） 水利使用者は、ダム等の撤去を行おうとするときは、撤去計画を作成のうえ、河川法上必要な許可の申請をしなければならない。

第 19 条（失効）（3） 許可期限が到来したとき。

水利使用規則第 7 条に基づき、藤本発電所（荒瀬ダム）の水利権は平成 22 年 3 月 31 日失効します。これは、知事が存続へ方針変更された時点でも明らかなものでした。

また、河川法 31 条（原状回復命令等）は、当該工作物の「用途を廃止」したときは、管理者に届け出が必要で、河川管理者は、工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる、と規定していますが、河川法の解説書は、水利権の許可の満了により許可が失効したときは、明らかに「用途の廃止」に該当するとしています。

球磨川漁協は、組合員の荒瀬ダム撤去への強い要望及び河川法に基づき、蒲島県知事及び企業局に対し、ただちに撤去計画を作成するとともに河川管理者に対し「工作物の用途廃止」の届け出や「工作物除却の許可」の申請をされるよう要求いたします。

以上